

現場技術業務積算基準【農業農村整備事業】 新旧対照表

新（改定後）	旧（改定前）
現場技術業務積算基準 【農業農村整備事業】 令和7-6年2月改定 現場技術業務 積算基準 1 適用範囲 ＜略＞ 2 業務費の構成 ＜略＞ 3 業務費構成項目の内容 3-1 直接原価 (1) 直接人件費 ＜略＞ (2) 直接経費 1) 旅費交通費 ～ 2) 現場経費 ＜略＞ 3) その他 情報共有システムを利用する場合、その利用に係る費用（登録料及び利用料）なお、上記1）、2）以外の経費については、その他原価として計上する。 3-2 その他原価 ～ 3-4 消費税相当額 ＜略＞ 4 業務費の積算 ＜略＞ 4-1 直接原価 (1) 直接人件費 ＜略＞ (2) 直接経費 ＜略＞ 1) 旅費交通費 ～ 2) 現場経費 ＜略＞ 3) その他 情報共有システムを利用する場合、その利用に係る費用（登録料及び利用料）は別途計上するものとし、諸経費の対象外とする。 4-2 その他原価 ～ 4-4 消費税相当額 ＜略＞	現場技術業務積算基準 【農業農村整備事業】 令和6年2月改定 現場技術業務 積算基準 1 適用範囲 ＜略＞ 2 業務費の構成 ＜略＞ 3 業務費構成項目の内容 3-1 直接原価 (1) 直接人件費 ＜略＞ (2) 直接経費 1) 旅費交通費 ～ 2) 現場経費 ＜略＞ 3) その他 情報共有システムを利用する場合、その利用に係る費用（登録料及び利用料）なお、上記1）、2）以外の経費については、その他原価として計上する。 3-2 その他原価 ＜略＞ 4 業務費の積算 ＜略＞ 4-1 直接原価 (1) 直接人件費 ＜略＞ (2) 直接経費 ＜略＞ 1) 旅費交通費 ～ 2) 現場経費 ＜略＞ 3) その他 情報共有システムを利用する場合、その利用に係る費用（登録料及び利用料）は別途計上するものとし、諸経費の対象外とする。 4-2 その他原価 ～ 4-4 消費税相当額 ＜略＞